

昨年吾が九州一帯を襲ふた六十年未と稱

せられる大旱魃——植付時に水がなく、水

がいらぬ九月頃に豪雨が降り続き、その上の暴風雨のため、豊作でさえ食へぬ農民はまさに飢餓に陥してゐる。その中でも特に

悲惨なのは吾々被压迫部落の兄弟である。水い間の差別迫害の結果、部落統戸数の五割を占むる農民は、殆ど零細農民として劣悪な條件のもとに最も険き悲惨な農奴的状態に置かれてゐる。即ち耕地面積が非常に少く、一戸平均五反内外で一戸の二分の一の小作人が多くて自作が少い、小作農は一銀の二倍、自作農は一般の二分の一の耕と下等田ばかりで然も耕作地の四割までが住居から二十五丁以上の遠隔地にある上に一畝より高率の小作料で耕作し、雇傭のため機力や牛馬を使用することが出来ず

常でさ其の窮乏の状態は死の一歩ま之

にある。

これは明治初年の地券の發行や土地に關する報告に依てなぞした土地分配が、華族士族庄屋や高利百姓、自前百姓の自分勝手に行はれててしまひ、吾々部落の元老が資本主義の発達のため正側され、昔よりの專業から農業への転業を余儀なくされた時は既に一先ず土地の分配が終了した過後であつた。従つて專業から農業へ転じた者も、差別压制のため劣悪な條件で猶の額程の下等田に追ひ込まれるの余儀なき状態であつた。斯かし長状態のもとに飢餓線をさすよりかは百姓の身に、昨年の大旱魃は正に死の宣告に等しいものであつた。

旱魃そのものは自然的災禍であつた。だ

がそれによる飢餓は、自然的災禍による凶作の打撃を補ひだけの生活の余力を農民が持たぬからである。——そつと大余り旱魃による部落農民の窮乏窮迫は、とりも直さず吾々被压迫部落大眾の全生活を思想のどん底に突き落し、條件づけてゐる身体的斗争の分野に於ける重要な問題として旱魃被压迫部落農民を救済し力の斗争が戦はれねばならぬ。

組織と役員に関する件

第1 諸議案

提出 九州地方協議会
説明

実行方法

1. 飯米の完全なる保證、税金並に小作料の人減免等旱魃部落農民の要求とその斗争を積極的に支持すること。
2. 一般農民並に農民組合等と緊密に協力して旱魃による部落農民の窮乏窮迫は、とりも直さず吾々被压迫部落大眾の全生活を思想のどん底に突き落し、條件づけてゐる身体的斗争の分野に於ける重要な問題として旱魃被压迫部落農民を救済し力の斗争が戦はれねばならぬ。

以上